

江府町告示第 20 号

固定資産の価格等の台帳登録について

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定に基づき、固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので同法同条第2項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

江府町長 白石祐治